

経

営

情

報

2021.5.27

No.426

令和3年度税制改正のポイント

本号では、令和3年度（2021年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正内容

1. 【創設】 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設
2. 【拡充・延長等】 様々な中小企業の設備投資支援を強化
3. 【創設】 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
4. 【創設】 DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

1. 【創設】 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制が創設されます。

対象者	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画 ^(※) の認定を受けた中小企業者等（青色申告法人） (※)「事業承継等事前調査」（デューデリジェンス）に関する事項が記載されたものに限る
ポイント	以下の3つの税制をセットで適用可能とするもの（各制度の概要は下図のとおり） ①M&Aの効果を高める設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③新たに創設される中小企業事業再編投資損失準備金制度（準備金の積立と損金算入）

制度概要

①M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

（参考）具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

②雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。

（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

（参考）具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
 M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



（注）中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

2. 【拡充・延長等】様々な中小企業の設備投資支援を強化

中小企業の生産性向上やDXに資する設備投資等を後押しするため、以下の税制が拡充・延長されます。適用期限は令和4年度末までとなります。

(1) 中小企業設備投資税制

①中小企業経営強化税制	対象者	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等（青色申告法人）
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・即時償却又は最大10%の税額控除 ・計画認定手続きの柔軟化（工業会証明書取得と計画認定審査の並行申請可） ・M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」^(※)を追加 <p>(※) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>
②中小企業投資促進税制	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の30%の特別償却又は最大7%の税額控除 ・「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の該当業種（不動産業、商店街振興組合等）を追加

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長（2年）</p> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p> <p>※計画認定手続きを柔軟化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長（2年） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>		<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止</p>	

☑を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(2) その他

①地域未来投資促進税制	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の最大50%の特別償却又は最大5%の税額控除 ・課税特例要件の客観化・明確化 ・新たにサプライチェーン強靱化の類型を追加
②中小企業防災・減災投資促進税制	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の最大20%の特別償却 ・対象設備を追加（停電時の電源供給装置、他の対象設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ等）

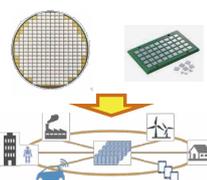
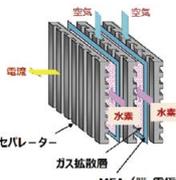
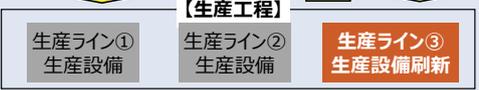
3. 【創設】カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

2050年までにカーボンニュートラル^(注)を実現するため、脱炭素化設備の導入に対して特別償却又は税額控除ができる措置が創設されます。適用期限は令和5年度末までとなります。

(注) 温室効果ガスの排出と吸収でネットの排出量をゼロにすること

対象者	産業競争力強化法に新たに定められる認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受けた青色申告法人
対象設備	<p>改正産業競争力強化法の施行日から令和6年3月31日までの間に取得等を行い、国内にある事業の用に供した以下の設備</p> <p>①脱炭素化効果（温室効果ガス削減効果）が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品^(※1)の生産に専ら使用される機械装置</p> <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化合物パワー半導体又は当該素子の製造に用いられる半導体基板 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン電池 ・定置用リチウムイオン蓄電池又は燃料電池 ・洋上風力発電設備 <p>②事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量）を1%以上向上させる計画^(※2)に必要な設備（機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物）</p> <p>(※2)</p> <p>使用電力の一部を再生可能エネルギーに切り替えることに伴う生産設備の刷新又はエネルギー管理設備の新規導入</p>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の50%の特別償却又は5%の税額控除（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあっては10%の税額控除） ・投資額の上限は500億円 ・税額控除の上限は後述の「DX投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

制度概要 【適用期限：令和5年度末まで】

	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	<p>○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【化合物パワー半導体】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【燃料電池】</p>  </div> </div>	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%</p> <p><計画イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力からの調達】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【エネルギー管理設備】</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>【生産工程】</p>  </div>

4. 【創設】DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

(1) 税制の概要

ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革（DX）を実現するために必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資について、特別償却又は税額控除ができる措置が創設されます。適用期限は令和4年度末までとなります。

対象者	産業競争力強化法に新たに定められる計画認定制度に基づき、部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画の認定を受けた青色申告法人
対象設備	改正産業競争力強化法の施行日から令和5年3月31日までの間に取得等を行い、国内にある事業の用に供した以下の設備 ①ソフトウェア ②繰延資産（クラウドシステムへの移行に係る初期費用） ③器具備品（ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するもの） ④機械装置（同上）
ポイント	・取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除（グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合は5%の税額控除） ・投資額の下限は売上高比0.1%以上 ・投資額の上限は300億円（投資額が300億円を上回る場合には300億円まで）

制度概要 【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	デジタル(D)要件	<ol style="list-style-type: none"> データ連携・共有 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) クラウド技術の活用 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保） 	税制措置の内容	対象設備	税額控除	OR	特別償却
	企業変革(X)要件	<ol style="list-style-type: none"> 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） 一定以上の生産性向上などが見込まれること等 		<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア 繰延資産^{*1} 器具備品^{*2} 機械装置^{*2} 	<p>3%</p> <hr/> <p>5%^{*3}</p>	30%	
				<p>*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう</p> <p>*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る</p> <p>*3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合</p>			
				<p>※ 投資額下限：売上高比0.1%以上</p> <p>※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで)</p> <p>※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで</p>			

(2) DXによりビジネスモデルを転換し、生産性向上を実現する事例

事例	<p><ポルシェ社（独・製造）の例></p> <p>①製造現場のIoT化によるデータのリアルタイム取得、②デジタル空間での再現によるシミュレーション、③製品の設計・製造・出荷に至る全行程の効率化を実現。</p>
----	---

（出典・参照）令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について（経済産業省）

(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

令和3年度税制改正の大綱（財務省）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf)

（公認会計士・税理士 有田 賢臣）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>